令和2年度

緑の募金結果と使いみち

緑の募金実績…14,896,640円

森林は、私たちの生活に欠くことができない県民共有の財産です。「緑の募金」は、森林づくり、緑づくりを進めるためのさまざまな取組みに役立っています。

森林整備・緑化推進





・地域の森づくり活動
（植樹、植栽地の保育管理（下刈・枝打）、荒廃竹林整備等）
・学校・公園・公共施設等の環境緑化
・苗木の配布

緑の少年団・森づくりボランティア養成



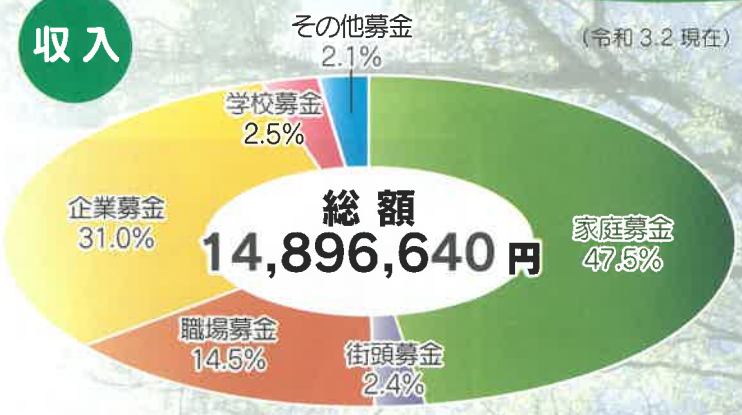
・緑の少年団育成（現在51団）



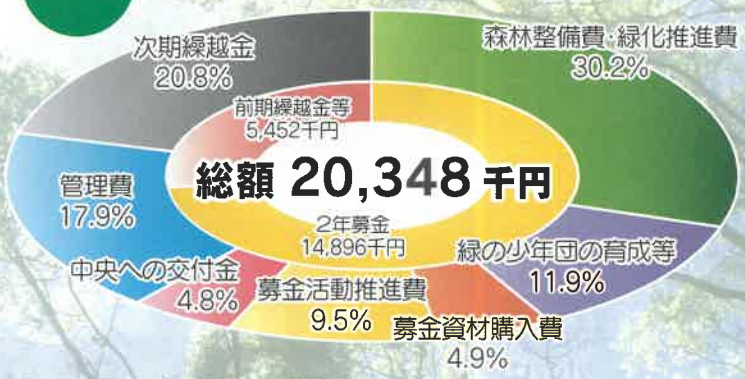
・森づくりボランティアの養成

収入

（令和 3.2 現在）



支出



・支出の総額には前期繰越金等が含まれています。
・緑の募金決算は、6月の理事会後、当委員会ホームページなどで公告いたします。

ご協力ありがとうございました

令和２年度緑の募金は県民の皆さまをはじめ各方面からの温かいご理解・ご協力をいただきありがとうございました。

お寄せいただいた募金は、ボランティア等による森づくり活動の支援、学校や公共施設などの身近な環境緑化やみどりの保全、緑の少年団の育成等"みどりづくり"の大きな原動力となりました。

寄附（緑の募金）による税制上の優遇があります

税制上の優遇措置について【法人の場合】

公益財団法人石川県緑化推進委員会は、石川県知事から、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項に規定する「公益法人」に認定されています。「公益法人」に対する寄附になりますので、一般の寄附金とは別枠で、以下の金額を限度として損金算入ができます。

優遇措置の内容　特別損金算入限度額＝{(資本金×0.375%)+(所得金額×6.25%)}÷2

※なお、損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めることができます。
一般の寄附金の損金算入限度額＝{(資本金×0.25%)+(所得金額×2.5%)}÷4

個人の場合は所得税及び住民税の優遇措置を受けることが出来ます。
申告手続き関係の内容につきましては、所管税務署にお問い合わせください。